

2024年3月25日

各 位

株式会社北國銀行

## 個人情報の利用目的の改定について

株式会社北國フィナンシャルホールディングス（代表取締役社長：杖村 修司）グループの株式会社北國銀行（頭取：杖村 修司、以下「当行」）は、個人情報保護法第17条第2項および第21条第3項を踏まえ、当行の、個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報等」）の利用目的を、以下のとおり改定（追加）いたします。

なお、変更日は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく受付を開始する2024年4月1日からとなります。

### 【個人番号または法人番号を含む顧客情報について】

- ① 金融商品取引に関する法定書類作成事務を行うため
- ② 生命保険契約等に関する法定書類作成事務を行うため
- ③ 損害保険契約等に関する法定書類作成事務を行うため
- ④ 信託取引に関する法定書類作成事務を行うため
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務を行うため
- ⑥ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務を行うため
- ⑦ 預貯金口座付番に関する事務を行うため
- ⑧ 住宅ローン等控除に関する事務を行うため
- ⑨ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務を行うため
- ⑩ 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務を行うため
- ⑪ 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務を行うため
- ⑫ その他、特定個人情報等を取り扱う事務を行う場合において、法定の個人番号関係事務を行うため

※下線部が、今般の改定（追加）箇所となります。

以上